

鹿屋体育大学常任委員会等規則

〔平成16年4月1日〕
規則第12号

改正	平成16年4月15日	平成23年3月22日	平成28年11月24日	令和4年3月2日
	規則第51号	規則第21号	規則第39号	規則第11号
	平成17年12月1日	平成24年3月29日	平成29年2月17日	令和4年5月16日
	規則第13号	規則第3号	規則第7号	規則第30号
	平成18年5月11日	平成24年6月4日	平成29年3月27日	令和4年6月17日
	規則第16号	規則第7号	規則第10号	規則第35号
	平成18年9月28日	平成24年9月20日	平成29年7月4日	令和4年8月3日
	規則第25号	規則第22号	規則第19号	規則第44号
	平成20年3月19日	平成25年6月14日	平成29年7月11日	令和5年3月16日
	規則第4号	規則第12号	規則第21号	規則第9号
	平成20年8月1日	平成25年11月21日	平成30年3月29日	令和6年3月7日
	規則第18号	規則第19号	規則第16号	規則第7号
	平成21年3月19日	平成26年9月18日	平成31年3月22日	令和7年11月17日
	規則第6号	規則第3号	規則第10号	規則第28号
	平成21年7月16日	平成27年3月27日	令和2年3月24日	令和8年4月22日
	規則第11号	規則第20号	規則第5号	規則第19号
	平成22年3月18日	平成28年3月28日	令和3年5月14日	
	規則第2号	規則第13号	規則第30号	
	平成22年4月15日	平成28年7月27日	令和3年5月26日	
	規則第9号	規則第27号	規則第40号	

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（以下「通則」という。）第43条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の常任委員会等の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(委員会の種類)

第2条 本学に置く委員会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 常任委員会（大学運営上の重要課題を専門的に審議する）
- (2) 特別委員会（学長が必要と認めて付託した案件を審議する）
- (3) 専門委員会（常任委員会又は特別委員会の所掌に係る専門事項を調査検討する）

(委員会)

第3条 常任委員会は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 入試委員会
- (3) 教務委員会

- (4) 研究科教務委員会
- (5) 学生委員会
- (6) 財務・施設環境委員会
- (7) 学術情報・産学連携委員会
- (8) 国際交流推進委員会
- (9) 競技力向上委員会
- (10) 危機管理委員会

- 2 特別委員会は、学長から付託された案件ごとに置く。
- 3 常任委員会のもとに置く専門委員会は、別表第1のとおりとする。

(審議事項)

第4条 常任委員会は、別表第2に掲げる事項を調査、審議する。

- 2 特別委員会は、学長から付託された案件について調査、審議する。
- 3 前条第3項の専門委員会は、別表第3に掲げる事項を調査、審議する。

(委員会の構成)

第5条 常任委員会は、別表第4に掲げる委員をもって構成し、学長が任命する。

- 2 学長は、学長指名教員を任命するに当たっては、予め役員会の意見を聴くものとする。
- 3 特別委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、学長が任命する。
 - (1) 学長が指名する副学長又は学長補佐1名
 - (2) 役員会の意見を聴いて学長が指名する者若干名
- 4 教員の採用、昇任又は再任（鹿屋体育大学教員の任期に関する規則に定めるものをいう。）の選考に関する事項を審議する特別委員会（以下「教員選考特別委員会」という。）の委員については、前項の規定にかかわらず、選考対象ごとに次のとおりとする。
 - (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 前号に掲げる委員のほか、委員は、原則として教授とし、学長が任命する。
 - (3) 教員選考の場合は、次のとおりとする。
 - イ 選考対象系から推薦された者3名
 - ロ イ以外の系から推薦された者各1名
 - ハ 前(1)の学長が指名した副学長から推薦された者1名
- 5 鹿屋体育大学教員選考規則第4条第4項により設置される教員選考特別委員会の委員については、前項に定める委員に学長を加える。
- 6 第4項に掲げるほか、学長が必要と認めた者（本学の教員以外の者を含む。）を委員として加えることができる。
- 7 第3条第3項の専門委員会は、別表第5に掲げる委員をもって構成し、学長が任命する。

(委員の任期)

第6条 常任委員会及び専門委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別委員会の委員の任期は、学長から付託された案件が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 常任委員会に委員長及び副委員長を置き、常任委員会の委員長は、別表第4に掲げるものとし、副委員長は委員の互選によって定める。

2 特別委員会及び専門委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 前項の規定にかかわらず、第5条第5項による教員選考特別委員会の委員長は、学長又は副学長とし、副委員長は委員長が指名する者とする。

4 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第8条 常任委員会、特別委員会及び専門委員会は、構成員（公務出張を命ぜられた者、休職及び停職中の者を除く。）の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。ただし、教員選考特別委員会については、3分の2以上とする。

2 常任委員会、特別委員会及び専門委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(役員会等への報告等)

第10条 常任委員会及び特別委員会の委員長は、委員会の審議の経過及び結果を、役員会（通則に定める会議をいう。）等の必要な会議（以下「役員会等」という。）に報告しなければならない。中間報告を求められた場合も同様とする。

2 専門委員会の委員長は、委員会において審議した事項を常任委員会に報告しなければならない。中間報告を求められた場合も同様とする。ただし、専門委員会が必要と認めたときは、常任委員会委員長の承認を得て、直接役員会等に議案を提出することができる。

(小委員会の設置)

第11条 常任委員会又は特別委員会は、所管にかかる専門事項を調査、検討するために小委員会を置くことができる。

2 小委員会に係る事項は、別に定める。

(委員会の事務)

第12条 常任委員会の事務は別表第4の担当課において処理し、特別委員会はその都度定める。

2 専門委員会の事務は、常任委員会の担当課及び関係課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、常任委員会、特別委員会及び専門委員会において必要な事項を定める必要がある場合は、それぞれの委員会で定めるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平16. 4. 15規則第51号）

この規則は、平成16年4月15日から施行する。

附 則（平17. 12. 1規則第13号）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平18. 5. 11規則第16号）

この規則は、平成18年5月11日から施行する。

附 則（平18. 9. 28規則第25号）

この規則は、平成18年9月28日から施行する。

附 則（平20. 3. 19規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平20. 8. 1規則第18号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平21. 3. 19規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平21. 7. 16規則第11号）

この規則は、平成21年7月16日から施行する。

附 則（平22. 3. 18規則第2号）

この規則は、平成22年3月18日から施行する。

附 則（平22. 4. 15規則第9号）

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平23. 3. 22規則第21号）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 第6条に定める常任委員会及び専門委員会の委員の最初の任期は、平成23年4月1日を起算日とする。

附 則（平24. 3. 29規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24. 6. 4規則第7号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平24. 9. 20規則第22号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平25. 6. 14規則第12号）

この規則は、平成25年6月14日から施行する。

附 則（平25. 11. 21規則第19号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26. 9. 18規則第3号）

この規則は、平成26年9月18日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則（平27. 3. 27規則20号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 28規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 7. 27規則第27号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平28. 11. 24規則第39号）

この規則は、平成28年11月24日から施行する。

附 則（平29. 2. 17規則第7号）

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平29. 3. 27規則第10号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平29. 7. 4規則第19号）

この規則は、平成29年7月4日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

附 則（平29. 7. 11規則第21号）

この規則は、平成29年7月11日から施行する。

附 則（平30. 3. 29規則第16号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31. 3. 22規則第10号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令2. 3. 24規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令3. 5. 14規則第30号）

この規則は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令3. 5. 26規則第40号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令4. 3. 2規則第11号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令４．５．１６規則第３０号）

この規則は、令和４年５月１６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令４．６．１７規則第３５号）

この規則は、令和４年７月１日から施行する。

附 則（令４．８．３規則第４４号）

この規則は、令和４年９月１日から施行する。

附 則（令５．３．１６規則第９号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令６．３．７規則第７号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令７．１１．１７規則第２８号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附 則（令８．４．２２規則第１９号）

この規則は、令和８年４月２２日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表第1（第3条関係）

常任委員会名	専門委員会名
総務委員会	(1) 安全衛生専門委員会 (2) ハラスメント防止専門委員会 (3) コンプライアンス専門委員会 (4) 教員人事制度等検討専門委員会
入試委員会	(1) アスリート入試選抜専門委員会 (2) サポーター入試選抜専門委員会
教務委員会	(1) F D推進専門委員会
学生委員会	(1) 保健管理センター専門委員会
学術情報・ 産学連携委員会	(1) 図書専門委員会 (2) 利益相反マネジメント専門委員会

別表第2（第4条関係）

常任委員会名	審議事項
総務委員会	(1) 組織運営等に関する事項 (2) 広報・情報公開に関する事項 (3) 将来計画に関する事項 (4) 人事及び労務管理に関する事項 (5) 地域貢献（研究に関するものを除く。）及び大学開放に関する事項 (6) 公開講座の実施に関する事項 (7) 管理運営（組織及び人事に関するもの）の自己点検・評価に関する事項 (8) その他総務に関する事項
入試委員会	(1) 学部の入学者選抜の企画・立案及び実施に関する事項 (2) 学部の入学試験問題の作成及び採点に関する事項 (3) 学部の入学者選抜の選考基準に関する事項 (4) 学部の入学者選抜方法に関する事項 (5) 大学入学共通テストに関する事項 (6) 研究科の入学者選抜の企画・立案及び実施に関する事項 (7) 研究科の入学試験問題の作成及び採点に関する事項 (8) 研究科の入学者選抜の選考基準に関する事項 (9) 研究科の入学者選抜方法に関する事項 (10) アドミッションセンターの事業計画及び経費、その他運営に関する事項 (11) 学生受入の自己点検・評価に関する事項 (12) その他入学者選抜に関する事項

常任委員会名	審議事項
教務委員会	(1) 学部の教育課程の編成に関する事項 (2) 学部の教育の実施に関し連絡調整に関する事項 (3) 学部の教育指導に関する事項 (4) 学部の在籍及び卒業に関する事項 (5) 学部の教育課程の自己点検・評価に関する事項 (6) キャリア形成支援センターの事業計画及び経費、その他運営に関する事項 (7) その他学部の教務に関する事項
研究科教務委員会	(1) 研究科の教育課程の編成に関する事項 (2) 研究科の教育の実施に関し連絡調整に関する事項 (3) 研究科の教育指導に関する事項 (4) 研究科の在籍及び修了に関する事項 (5) 研究科の教育課程の自己点検・評価に関する事項 (6) その他研究科の教務に関する事項
学生委員会	(1) 学生指導・支援に関する事項 (2) 学生の福利厚生、保健指導等に関する事項 (3) 学生の賞罰に関する事項 (4) 就職に対する指導・支援に関する事項 (5) 学生の課外活動支援に関する事項 (6) 体育施設の使用に関する事項 (7) 学生宿舍の管理運営に関する事項 (8) 大学会館の管理運営に関する事項 (9) 保健管理センターの運営に関する重要事項 (10) 学生支援（留学生及び競技力向上に関するものを除く。）の自己点検・評価に関する事項 (11) その他学生の厚生補導に関する事項
財務・施設環境委員会	(1) 教員の教育研究に係る予算に関する事項 (2) 施設・環境・設備の整備及び計画に関する事項 (3) 施設の点検、評価及び有効活用に関する事項 (4) 環境汚染の防止に関する事項 (5) 管理運営（財務に関するもの）の自己点検・評価に関する事項 (6) 施設設備（図書館環境及び情報環境に関するものを除く。）の自己点検・評価に関する事項 (7) その他施設、環境及び設備に関する事項

常任委員会名	審議事項
学術情報・ 産学連携委員会	(1) 学術研究支援、研究協力及び研究者交流に関する事項 (2) 人及び動物実験の倫理的配慮に関する事項 (3) 産学連携に関する事項 (4) 発明、技術移転に関する事項 (5) 研究における外部資金獲得に関する事項 (6) 地域貢献（研究に関するもの）に関する事項 (7) 情報資産に関する事項 (8) 学術情報管理に関する事項 (9) 学内の情報システムに関する事項 (10) スポーツイノベーション推進機構の運営に関する重要な事項 (11) 海洋スポーツセンター及びスポーツ情報センターの事業計画及び 経費、その他運営に関する事項 (12) 研究活動の自己点検・評価に関する事項 (13) 施設設備（図書館環境及び情報環境に関するもの）の自己点検・評 価に関する事項 (14) その他学術情報及び産学連携に関する事項
国際交流推進委員会	(1) 国際交流協定に関する事項 (2) 留学生への支援に関する事項 (3) 留学生の受け入れ及び派遣に関する事項 (4) 外国語教育に関する事項 (5) 国際交流センターの事業計画及び経費、その他運営に関する事項 (6) 学生支援（留学生に関するもの）の自己点検・評価に関する事項 (7) その他国際交流の推進に関する事項
競技力向上委員会	(1) 競技力向上のための総合施策の策定に関する事項 (2) 学生支援（競技力向上に関するもの）の自己点検・評価に関する事項 (3) その他競技力向上に関する事項
危機管理委員会	(1) 危機管理ガイドラインの策定に関する事項 (2) 危機管理マニュアルの策定に関する事項 (3) 危機管理教育、研修の企画・立案及び訓練の実施に関する事項 (4) 危機管理対策の評価及び見直しに関する事項 (5) その他危機管理に関し必要とする事項

別表第3（第4条関係）

専門委員会名	審議事項
安全衛生専門委員会	(1) 教職員の危険の防止及び健康障害の防止・健康の保持増進のための基本対策に関する事項 (2) 労働災害の原因・再発防止対策に関する事項 (3) その他教職員の危険の防止及び健康障害の防止・健康の保持増進に関する重要事項
ハラスメント防止専門委員会	(1) セクシュアル・ハラスメントの防止に関する事項 (2) アカデミック・ハラスメントの防止に関する事項 (3) パワー・ハラスメントの防止に関する事項 (4) その他ハラスメントの防止に関する事項
コンプライアンス専門委員会	(1) 公益通報者の保護に関する事項 (2) その他コンプライアンスの推進に関する事項
教員人事制度等検討専門委員会	(1) 教員活動に関する自己点検・評価の評価項目等に関する事項 (2) 人事給与マネジメント改革（教員に限る。）に関する事項 (3) その他、人事制度等（教員に限る。）に関する事項
アスリート入試選抜専門委員会	(1) A. C. E. アスリート入試の合否査定に関する事項 (2) その他A. C. E. アスリート入試に関する事項
サポーター入試選抜専門委員会	(1) A. C. E. サポーター入試の合否査定に関する事項 (2) その他A. C. E. サポーター入試に関する事項
F D推進専門委員会	(1) F Dに関する情報の収集及び提供に関する事項 (2) F Dに関する公開研究授業、研究会その他の研究・研修活動の運営又は促進に関する事項 (3) 授業評価の調査研究に関する事項 (4) その他F Dの推進に関する事項
保健管理センター専門委員会	(1) 保健管理センターの運営の基本方針に関する事項 (2) 保健管理センターの毎年度の事業計画及び経費、その他運営に関する事項 (3) 保健管理センターに係る規則等の制定・改廃に関する事項 (4) その他保健管理センターの運営に関する重要事項
図書専門委員会	(1) 附属図書館の運営の基本方針に関する事項 (2) 附属図書館の毎年度の事業計画及び運営経費に関する事項 (3) 附属図書館に係る規則等の制定・改廃に関する事項 (4) 図書館システムの企画立案に関する事項 (5) 図書資料の選定に関する事項 (6) 学術情報の提供に関する事項 (7) NIFSギャラリーに関する事項 (8) その他附属図書館の運営に関する重要事項
利益相反マネジメント専門委員会	(1) 利益相反による弊害を抑えるための施策の検討に関する事項 (2) 利益相反に係る調査及び審査に関する事項

	(3)利益相反マネジメントポリシーに関する事項 (4)その他利益相反に関する重要事項
--	---

別表第4（第5条、第7条、第12条関係）

常任委員会名	構成員	担当課・室
総務委員会	副学長（教務・学生・研究・国際交流担当理事） ◎副学長（組織・運営担当理事） 学長補佐 系主任又は系副主任（各系から1名） 学長指名教員 事務局長 総務課長 経営戦略課長 広報・企画室長 学長が必要と認める者	総務課
入試委員会	◎副学長（教務・学生・研究・国際交流担当理事） アドミッションセンター長 保健管理センター所長 各系から推薦された教授・准教授又は講師（各系から2名） 学長指名教員 教務課長 学長が必要と認める者	教務課
教務委員会	副学長（教務・学生・研究・国際交流担当理事） ◎学長補佐（教育担当） キャリア形成支援センター長 各系から推薦された教授・准教授又は講師（各系から2名） 学長指名教員 教務課長 学長が必要と認める者	教務課
研究科教務委員会	◎副学長（教務・学生・研究・国際交流担当理事） 学長補佐（教育担当） 各系から推薦された研究科（原則として博士後期課程）の研究指導担当教員（各系から2名） 学長指名教員 教務課長 学長が必要と認める者	教務課

常任委員会名	構成員	担当課・室
学生委員会	学長補佐（競技力向上担当） ◎学長補佐（学生支援担当） 保健管理センター所長 各系から推薦された教授・准教授又は講師（各系から2名） 学長指名教員 学生課長 学長が必要と認める者	学生課
財務・施設環境委員会	副学長（教務・学生・研究・国際交流担当理事） ◎副学長（組織・運営担当理事） 学長補佐 系主任又は系副主任（各系から1名） 学長指名教員 事務局長 経営戦略課長 施設課長 学長が必要と認める者	経営戦略課 施設課
学術情報・産学連携委員会	◎学長補佐（学術研究・情報担当） 附属図書館長 スポーツイノベーション推進機構長又は部門の長 スポーツ情報センター長 海洋スポーツセンター長 各系から推薦された教授・准教授又は講師（各系から1名） 学長指名教員 国際・学術情報課長 研究・社会連携課長 学長が必要と認める者	国際・学術情報課 研究・社会連携課
国際交流推進委員会	副学長（教務・学生・研究・国際交流担当理事） ◎国際交流センター長 各系から推薦された教授・准教授又は講師（各系から1名） 学長指名教員 教務課長 国際・学術情報課長 学長が必要と認める者	国際・学術情報課

常任委員会名	構成員	担当課・室
競技力向上委員会	◎学長補佐（競技力向上担当） 学長補佐（学生支援担当） スポーツサイエンス部門長 各系から推薦された教授・准教授又は講師（各系から2名） 学長指名教員 学生課長 学長が必要と認める者	学生課
危機管理委員会	◎学長 副学長 事務局長 事務局次長 学長が必要と認める者	総務課

(注) ◎は委員長を示す。

別表第5（第5条関係）

専門委員会名	構 成 員
安全衛生専門委員会	総括安全衛生管理者 安全管理者 産業医 衛生管理者から2名 学長指名者（安全・衛生に関し経験を有する者など）2名 （注）衛生管理者及び学長指名者については、労働者の過半数代表者の推薦に基づき、学長が指名する。
ハラスメント防止専門委員会	副学長・学長補佐から1名 各系から推薦された教授・准教授又は講師（各系から1名） 学長指名教員（学生委員会委員を含む。） 事務局長 学生課長又は学生課副課長 総務課長又は総務課副課長
コンプライアンス専門委員会	副学長 事務局長
教員人事制度等検討専門委員会	副学長（教務・学生・研究・国際交流担当理事） 副学長（組織・運営担当理事） 系主任又は系副主任（各系から1名） 事務局長 総務課長
アスリート入試選抜専門委員会	入試委員会委員長 入試委員会副委員長 アドミッションセンター長 競技力向上委員会委員長 競技力向上委員会副委員長 各系から推薦された教授（各系から1名） 学長指名教員（教授に限る） 教務課長又は教務課副課長
サポーター入試選抜専門委員会	入試委員会委員長 入試委員会副委員長 アドミッションセンター長 学長指名教員

専門委員会名	構 成 員
FD推進専門委員会	教務委員会委員長 各系から推薦された教員（各系から2名） 学長指名教員 教務課長又は教務課副課長
保健管理センター専門委員会	保健管理センター所長 保健管理センター兼務教員 各系から推薦された教員（各系から1名） 学長指名教員（学生委員会委員を含む。） 学生課長又は学生課副課長 総務課長又は総務課副課長
図書専門委員会	附属図書館長 各系から推薦された教員（各系から1名） 学長指名教員 国際・学術情報課長又は国際・学術情報課副課長 図書サービス係長
利益相反マネジメント専門委員会	学長補佐（学術研究・情報担当） 事務局長 学外の有識者 学長指名教員 研究・社会連携課長又は研究・社会連携課副課長